

令和 2 年 4 月 21 日

従業員 各位

株式会社〇〇〇

代表取締役 〇〇〇

## 新型コロナウイルス対策について

新型コロナウイルス感染を防止するため、下記の新型コロナウイルス対策を事業所及び家庭でも徹底してください。本人、家族、近親者等に少しでも感染の疑いがある場合についての取扱いも下記の通り徹底して下さい。

### 記

#### 1. 感染予防

- ・飲食をする時以外は常時マスクを着用すること。
- ・外出先から帰社した際は必ず”うがい”、手洗いを行なうこと。
- ・手洗いは石鹸で最低 15 秒以上おこなって、清潔なタオル等で水を十分に拭き取ること。

#### 2 感染拡大防止の徹底

- ・感染を拡大させるリスクが高い場所(人と人との距離が近い状況で一定時間以上、複数の人々と交流する環境)を避けること。(例:宴席、飲食店での飲食、各種イベント)
- ・静岡県外への出張・外出は原則として禁止する。特段の事情がある場合は、必ず上長に相談し、役員承認まで受けること。
- ・マスクを着用していない場合、咳やくしゃみはティッシュや手で口と鼻を覆い、1m以内に人がいない場所で行い、覆った手は必ず石鹸で丁寧に洗うこと。
- ・感染者確認地域からの来訪は原則として断ること。どうしても来訪を受けなければならない場合、相手方にマスク着用および来訪時のアルコール消毒をお願いし、自らもマスクを着用して面談し、面談後はうがい・手洗いをし、ドアノブ等のアルコール消毒をすること。

#### 3. 感染が少しでも疑われる場合の対応

- ・咳や鼻水が出る、37.5 度以上の発熱、のどの痛み、強いだるさ、息苦しさ等がある場合は、即刻上長の承認を得て休業し自宅待機すること。これらの症状が、家族等にある場合も上長に報告し、指示を受けること。
- ・症状がない場合であっても、本人及び家族等が、最近感染確認者と接触のあった場合は、【 即刻上長の承認を得て 1 週間休業し自宅待機すること。/14 日間程度は終日マスクを着用すること。】
- ・休業の取扱いについては、以下の中から選択すること。
  - ① 会社命令の休業として、会社から平均賃金の 60%の休業手当を支払う。
  - ② 年次有給休暇を利用する(給与が 100%補償される)。

#### 4. コロナ対策による休校への対応について

- ・コロナ対策による学校等の休校によって子の世話をするために休まなければならない従業員については、【 特別休暇を付与し、給与を 100%支払う。/年次有給休暇の利用を検討して下さい。有給休暇を取得しない場合は欠勤扱いとします。】

以上